○財務省令第八十七号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）及び相続税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条の二第三項及び相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条第二項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

財務大臣　安住　淳

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第二項中「申告書」の下に「又は更正請求書」を加える。

第一条の六第二項第一号中「こと。」を「こと」に改め、同項第二号中「除く。）。」を「除く。）」に改め、同項第三号中「こと。」を「こと」に改め、同条第三項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「申告書を」を「法第十九条の二第三項に規定する申告書又は更正請求書を」に、「申告書の」を「申告書又は更正請求書の」に、「法第十九条の二第二項ただし書」を「同条第二項ただし書」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第八十八号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行に伴い、並びに酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第五十二条第一項第七号及び第二項第四号の規定に基づき、酒税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

財務大臣　安住　淳

酒税法施行規則の一部を改正する省令

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第七号中「法第五十三条第二項」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改め、同条第二項第二号中「法第五十三条第二項」を「国税通則法」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○財務省令第八十九号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の施行に伴い、並びに同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の十九第十項第二号及び第三条の二十第十九項第二号中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第五条の七を削る。

第五条の七の二第一項中「第五条の四の二第四項」を「第五条の四第四項」に改め、同条第二項中「第五条の四の二第六項」を「第五条の四第六項」に改め、同項第一号中「第五条の四の二第五項第一号」に、「第七十四条第一項」を「昭和五十四年法律第四十九号）第七十四条第一項」に改め、同項第二号中「第五条の四の二第五項第二号」を「第五条の四第五項第二号」に改め、同条を第五条の七とする。

第五条の九を次のように改める。

第五条の九　削除

第五条の十中「第十条の五第一項」を「第十条の四第一項」に改める。

第五条の十二第一項中「第十条の六第一項の」を「第十条の五第一項の」に、「第十条の六第一号」を「第十条の五第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十条の六第一項第一号」を「第十条の五第一項第一号」に改める。

第五条の十四及び第五条の十五を次のように改める。

第五条の十四及び第五条の十五　削除

第五条の十六の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条中「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項」に、「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第二項」に改め、同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第六条の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第十一条の三第一項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する経営改善計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに都道府県知事の当該経営改善計画につき特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項の承認（同法第四条第一項の規定による承認を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

第七条を削る。

第七条の二の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項第二号中「法第二十条の四第一項の規定の適用を受けようとする固定資産」を「施行令第十二条の二第五項の特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に、「所在する場所、建造又は築造の日」を「船籍港、建造の日並びに」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　前号の他の船舶について最近において行われた法第二十条の三第一項に規定する特別の修繕の完了の日及びその特別の修繕のために要した費用の額

第七条の二第四項第四号中「又は月数」を削り、同項を同条とし、同条を第七条とする。

第十八条の十五の二第一項第四号中「この項」を「この号」に改め、同条第八項第三号中「、同項第八号の規定により読み替えて適用される同条第二号」を削る。

第十八条の二十第一項及び第十八条の二十の二第一項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第十九条の九第六項第三号中「、同項第八号の規定により読み替えて適用される同条第二号」を削る。

第二十条の二を削る。

第二十条の二の二第一項中「第二十七条の五の二第四項」を「第二十七条の五第四項」に改め、同条第二項中「第二十七条の五の二第六項」を「第二十七条の五第六項」に改め、同項第一号中「第二十七条の五の二第五項第一号」を「第二十七条の五第五項第一号」に改め、同項第二号中「第二十七条の五の二第五項第二号」を「第二十七条の五第五項第二号」に改め、同条を第二十条の二とする。

第二十条の三を削り、第二十条の二の三を第二十条の三とする。

第二十条の九から第二十条の十四までを次のように改める。

第二十条の九から第二十条の十四まで　削除

第二十条の十五の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条中「第二十八条の七第二項」を「第二十八条の七第四項」に、「第四十四条の四第一項」を「第四十四条の四第二項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第二十八条の七第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する経営改善計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに都道府県知事の当該経営改善計画につき特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項の承認（同法第四条第一項の規定による承認を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。